

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
南区長 高澤 和義

1 契約の概要

令和7年執行 横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙第28投票所(南消防六ツ川消防出張所)仮設及び撤去委託業務

2 履行(納品)場所

横浜市南区六ツ川一丁目693番地1(南消防六ツ川消防出張所)

3 契約日

令和7年2月6日

4 履行日又は履行期間

契約決定日から令和7年2月9日まで

5 契約金額

¥1,331,000.- (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥121,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県横浜市港北区新横浜2-18-13

T S P 東日本株式会社

代表取締役 水澤 秋雄

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙は、突発的な南区選挙区選出の市会議員の辞任により、2月9日選挙執行と決定しました。

本案件は南消防署六ツ川消防出張所のガレージを投票所として使用するため仮設工事を行う規模の大きな設営委託業務であり、事前に人材の確保や部材の調達が必要です。従って、それらに要する時間を考慮すると、入札など通常の契約手続きを行う暇がありません。また、会場の管理者との施設利用調整に時間を要したため、選挙日は2月9日であるところ履行日の2月8日まで期日が迫っており、即時的に契約を行わなければ、必要な業務が履行できず、選挙の適正執行に重大な支障を生じる可能性があったため随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

直近4回の選挙において、同案件で3回契約実績があり、確実な履行能力が確認されているほか、緊急的な対応も可能な業者であったため、当該業者を選定しました。

9 所管課

南区総務部総務課